

箱根町通学路安全推進会議設置要綱

(目的)

第1条 児童・生徒が安心して通学できるよう、通学路の安全対策を推進し、登下校時の安全確保に向けた取組を行うため、箱根町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 箱根町通学路交通安全プログラムの策定及び推進に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連携調整及び情報交換を行うこと。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関や小・中学校の代表者又は代表者から委任を受けた者（以下「委員」という。）で組織する。

2 推進会議に、会長及び副会長を置く。

3 会長は、箱根町教育委員会学校教育課長を、副会長は箱根町環境整備部都市整備課長・箱根町総務部総務防災課長をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員等は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

別表（第3条関係）

箱根町教育委員会学校教育課、箱根町環境整備部都市整備課、箱根町総務部総務防災課、神奈川県西土木事務所小田原土木センター、小田原警察署、箱根町立湯本小学校、箱根町立箱根の森小学校、箱根町立仙石原小学校、箱根町立箱根中学校
